

関釜裁判ニュース

2003年4月27日発行

第41号

釜山「従軍慰安婦」
女子勤労挺身隊
公式謝罪等請求事件

戦後責任を問う
関釜裁判を支援する会

関釜裁判とは、一九九一年一二月、韓国釜山市などの元日本軍「慰安婦」と元女子勤労挺身隊の十人が、山口地裁下関支部に、日本國の公式謝罪と賠償を求めて提起した裁判である。九八年四月、「慰安婦」原告に一部勝訴判決がでた。しかし、広島高裁で、二〇〇一年三月、「慰安婦」原告逆転敗訴、挺身隊原告の請求は全面棄却。二〇〇三年三月、最高裁で上告棄却。

最高裁棄却決定を乗り越えて

花房俊雄

すでに皆さん新聞報道などでご存知の通り、去る三月二十五日、最高裁判所第三小法

廷で関釜裁判に対する上告棄却の決定が出されました。事務的な決り文句の棄却決定通知のみで判決文も出ないまま敗訴が決定しました。最高裁判例に恭順を示して下関判決を葬り去つた広島高裁の判決を当の最高裁が覆すことはないと覚悟はしていました。それにしても憲法判断を示す事もなく、紙切れ一枚である日突然門前払いされると予想外のこととさすがに落ち込んでしまいました。この国の司法府トップたちの外国人戦争被害者に向き合おうとしない卑劣

な冷酷さ、歴史認識の欠如が身にしみて感じられます。

敗訴の報告を、朴頭理（パク・トゥリ）さんはナヌムの家のスタッフに、光州の李順徳（イ・スンドク）さんと梁錦徳（ヤン・クムドク）さんは光州遺族会会长の李金珠（イ・クムジュ）さんに依頼しました。朴頭理さんは悔し涙をながされて「日本は悪い、日本は悪い」と怒って荒れたそうです。李金珠さんは、李順徳さんの国民基金を断り賠償を泣きながら訴え続けた面影が何回も浮かんでどのように伝えたらいのか悩まっているとのことです。辛い役目を任せて



しました。

他の原告には直接電話連絡しました。

東京麻糸工場の元女子勤労挺身隊原告の妻
ヨウ(カン・ヨウ)さんに敗訴を伝えると
「これからどうなるのですか?」と深いた

め息をつかれ、しばらくして「日本は悪い。
…とても悔しいです。」と絞り出すような声
が繰り返されました。「わたしたちの力が
なくて申し訳ないです。近いうちに韓国に
行きます」とかるうじて言うことしかでき
ませんでした。李ヨウ(イ・ヨウ)さんも
同じような落胆と途方に暮れた対応でした。
すでに不二越第二次訴訟に取り掛かってい
る朴スヨ(パク・スヨ)さんと柳ト(ユ・ト
)さんは「国を相手にしてもだめだよ。
不二越の裁判で頑張ろうよ」とすでに心は
富山の裁判に飛んでいました。朴スヨ(パ
ク・スヨ)さんはなかなか電話が通じませ
んでした。一週間後電話が通じて「イラク
攻撃のテレビを見て、胸が苦しく動悸がし
て寝こんでいたよ。今はとても起きていら
れない。テレビも見られない。富山に行け
るようになれるかねえ」と空襲によるPT
SDの再発にさいなまされていました。

一審、二審のように原告たちと共に判決

に立会い、怒りや落胆を共有する場も持て
ない今回の最高裁決定でした。十年余を費
やした裁判を終えて、原告たちの求めた謝
罪も賠償もなに一つ解決を得ることはでき
ませんでした。日本軍「慰安婦」原告の河

順女(ハ・スニヨ)さん、東京麻糸女子勤労挺
身隊原告の鄭水蓮(チヨン・ヨン)さんはす
でに亡くなられました。残された原告たち
も年とともに体力が衰え、日本軍「慰安婦」
原告の朴頭理さん、李順徳さんは日本に來
ることもかなわぬ状態です。それでも裁判
を生きがいにされていました。六月にも韓
国を訪問し、ソウル、釜山、光州からの中
間点にある大田(テジョン)近くの温泉宿に原
告たちに集まつていただき、原告たちの怒
りや不安を直に受け止め、わたしたちの今
後の取組みを語り、そして敗訴の傷を少し
でも癒す交流を企画しています。参加希望
の方はご連絡下さい。

◆今後の取組み

最高裁敗訴のショックも冷めやまぬ三月

二八日、光州遺族会に申告されていた元不
二越女子勤労挺身隊の金丁(キム・ジン)
さん、羅ト(ナ・ト)さん、成ス(ソン・ス)
さんの三人を福岡に迎えました。広島、福山でも交流を重ね、四月一日
富山で不二越第二次訴訟の提訴を行いました。三人の裁判にかける熱い思い、韓国の
民主化闘争を担つてきた付き添いの李昇勲
(イ・スンファン)さんの勝利への強い執念が支
援する会のメンバーの心を吹き抜け、新た
な闘いへと鼓舞していきました。広島高裁
判決以降二年間かけて、原告たちと不二越
を相手に未払い賃金を取り返す取組みは二
二名の原告による大きな裁判として力強く
踏み出しました。不二越訴訟を支援する北
陸連絡会と関釜裁判を支援する会が共同し
てこの裁判を支えて行くことになりました。
不二越を再度和解のテーブルに就かせるた
め、裁判闘争を軸にあらゆる手立てを駆使
して不二越を追い詰める闘いに取り組んで
行きます。

十年余にわたる裁判闘争を無駄にしない
ためにも、九八年の下関判決が命じた立法
運動に本腰を入れていかねばなりません。
「慰安婦」原告の戦前・戦後に引続く被害
と怒りに正面から向き合い、人格の尊厳に
根幹的価値を置いた日本国憲法下の国会に

(ソン・ス)

た。広島、福山でも交流を重ね、四月一日
富山で不二越第二次訴訟の提訴を行いました。三人の裁判にかける熱い思い、韓国の
民主化闘争を担つてきた付き添いの李昇勲
(イ・スンファン)さんの勝利への強い執念が支
援する会のメンバーの心を吹き抜け、新た
な闘いへと鼓舞していきました。広島高裁
判決以降二年間かけて、原告たちと不二越
を相手に未払い賃金を取り返す取組みは二
二名の原告による大きな裁判として力強く
踏み出しました。不二越訴訟を支援する北
陸連絡会と関釜裁判を支援する会が共同し
てこの裁判を支えて行くことになりました。
不二越を再度和解のテーブルに就かせるた
め、裁判闘争を軸にあらゆる手立てを駆使
して不二越を追い詰める闘いに取り組んで
行きます。

被害の回復を命じた下関判決は「慰安婦」問題の解決を願う人々に脈々と受け継がれがっています。参議院での「戦時性的強制被害者問題の解決促進法案」の上程を促し、東京の市民団体や国会議員による精力的な取り組みにより廃案・上程を繰り返しながらじりじりと審議を進めています。今秋、福岡に立法解決に取り組むNGO代表や国会議員をお呼びして地方における立法運動に取り組むネットワークを立ち上げたいと思っています。

◆ 関釜裁判を支援する会と共に歩んでください

関釜裁判は敗訴で終わりました。その反面、十年間にわたる闘いは下関判決と原告たちとの深い絆をわたしたちにもたらしました。この二つの成果を大切にして今後の取組みを続けて行くために「戦後責任を問う・関釜裁判を支援する会」の名称は存続していくきます。

ところで、わたしたち支援する会の規模は残念ながら縮小してきています。戦後補

償への社会的関心の衰退と、広島高裁判決後二年間の裁判の空白がたたっています。

一部の熱心な支援者や支援団体に会費や力が寄せられながら乗り切っているのが実情です。北陸の支援団体と共に担つていくとはいっても三十名ぐらいになると想います。

提訴があり三十名ぐらいになると想います）を富山にお呼びしての不二越第二次訴訟への取組みはこれまで以上の財政が必要です。もとより事務局メンバーの富山への裁判傍聴行動はこれまで通り手弁当で取り組む所存です。どうか会員の皆様、今後とも引き続き支援をお願いいたします。

新たな会員を呼びかけます。どうかわたしたちと共に歩んでいてください。



▲ 3月28日、福岡市舞鶴公園にて

支援者の闘いが、戦争ができる国に向けて急旋回する日本社会の狭小なナショナリズムと厳しく対峙し、アジアの人々と真の和解を実現し、平和的に共存できる日本社会のもう一つの選択肢を示しつづけています。今後とも希望を語りながら取り組んで行きたいと思います。

(四月十六日に、次々と最高裁で棄却された六つの戦後補償裁判の弁護団と支援団体が抗議の記者会見を行いました。その時の共同声明文を掲載します。

記者会見に先だって、早朝より最高裁への直接抗議行動が、在日の慰安婦裁判を支える会が中心となり行われました。

最高裁決定に抗議する 共同声明

今般、最高裁判所は六つの戦後補償裁判に対し、一斉に上告棄却および上告受理棄却の決定を出した。われわれ弁護団と支援団体はこのような決定に対し、強い憤りと抗議の意を表明する。

三月二十五日、第三小法廷が棄却した関釜裁判、三月二七日に第一小法廷が棄却した静岡・元朝鮮人女子労働挺身隊訴訟および対日民族訴訟、三月二八日に第二小法廷が棄却した江原道遺族訴訟、金順吉三菱造船損害賠償請求訴訟、在日の元「慰安婦」訴訟は、いずれも戦後補償裁判の先駆けと言ふべき裁判であり、この困難で貴重な問

かけを日本社会に投げかけた原告らの中に、志半ばですでに他界した者もいる。

軍人として徴兵され、中国雲南省で爆撃に遭い、その爆弾破片創の、時に気絶するほどの激痛とたたかいながら解放後を生き抜いた末、後遺症の悪化により一九九六年十月に亡くなつた陳満述さん。三菱長崎造船所に強制連行され、劣悪な状況下で重労働を強いられる最中に被爆し、「命ある限りたたかう」と言いながら一九九八年一月、

無念の死を遂げた金順吉さん。上海の慰安所から逃げ出して捕まつた時に殴られた頭の傷の後遺症に終生苦しめられた後、自らのその苦しみを十分に語ることもできないまま二〇〇〇年五月に他界した河順女さん。

この度の決定は、これら原告の文字通り命がけの訴えを無視し、今も身体の痛みに耐えながら正義と人権の回復がなされる日を待ちわびている、他の多くの原告らの最後の望みをも踏みにじる、非人道的かつ非人間的なものであった。

国を奪われ、名前を奪われ、「日本人」として、ある者は兵士に、ある者は「慰安婦」に、そして小学生の少女らが軍需工場に動員され、日本の侵略戦争遂行のため酷

使された挙げ句、もはや「日本人ではない」という理由で、戦後は日本人と区別され、何らの償いも、最低限の治療も、受けられず放り出されてきたのである。そして、その戦争に驅り出されて命を落とした者たちの遺族らもまた、日本の戦争協力者の子として白眼視される中で、親兄弟を亡くした悲しみを表出することすらできずに、解放後の韓国でひつそりと生きてきた。

原告らは、このような不条理に対し、考えても、考えても、解消されない疑問を吐露し、人間としての尊厳の回復を求め、二度とこのような被害を生んではならないと訴え続けてきた。その訴えは、戦前戦後を通してこの国に一貫して流れるアジア蔑視の自己中心主義を鋭く告発し、われわれの歴史認識、平和意識、人権意識に一石を投じてあまりあるものであった。二重、三重の差別の中を生きてきた被害者だからこそ分かる真理を、原告らはこの国の司法に、政府に、そして市民らに示してくれていたのである。しかし、司法はこれを学び取る機会を逸してしまった。これら戦後補償裁判で問われていたものは司法の歴史認識であり、人権感覚であ

つた。法技術にとらわれた非人間的な裁きは、この国の歴史に禍根を残し、世界における日本の地位を損なうだけだということに、司法は気づくべきであった。司法の尊厳をこの機会に示し、被害者の命あるうちに問題を解決することが、次世代に対する責任でもあったのである。

また今回の一連の棄却決定は、上告の内容をきちんと検討することなく、“最高裁判への上告の要件を欠いている”として原告の訴えを退けたものであり、怒りに堪えない。原告側は下級審で、日本が「強制労働条約」に違反して、「慰安婦」や「産業強制労働」を行なったことの違法を訴えてきたが、「国際法は個人には適用されない」というおかしな理由で、訴えを退けられてきた。この下級審の判断は条約・国際法規の遵守を定めた憲法九八条二項に違反するというのが、最高裁上告の理由のひとつであった。なぜこの下級審の判断が憲法違反でないのか、理由も言わずに、最高裁は原告たちを面前で蹴とばしたのである。国際水準に遠く及ばない日本の司法を、私たちは悲しむ。

今年のILLO総会でこの日本の条約違反が討議されようとしているが、そこで憲われ

ようとしているのは日本の司法なのだといふことを最高裁は理解すべきである。

われわれは、このように人権感覚も、歴史認識も、責任感も欠如した判断を、日本の司法の最高機関が出したことに、改めて驚愕と憤りを表明し、司法が人権の砦としての役割を自ら放棄した今、被害者らの命ある内にその被害回復措置がなされるよう、改めて政府および立法府に求めるものである。

二〇〇三年四月一六日

釜山従軍慰安婦・女子勤労挺身隊公式謝罪請求訴訟弁護団

対日民族訴訟弁護団（選定当事者）

静岡・もと朝鮮人女子勤労挺身隊訴訟弁護団

江原道遺族訴訟弁護団

吉裁判弁護団

「在日元慰安婦」謝罪補償請求訴訟弁護団

戦後責任を問う・関釜裁判を支援する会
静岡・もと朝鮮人女子勤労挺身隊訴訟を支

援する会

江原道遺族訴訟を支える会

国と三菱の戦争責任と戦後補償を問う金順吉裁判を支援する会

在日の慰安婦裁判を支える会

◆ 日本軍性暴力被害者を当事者とする裁判 日程 ◆

中国人元「慰安婦」裁判第一次訴訟

2003年 6月 23日(月) 13:30~

台湾人元「慰安婦」損害賠償請求訴訟

2003年 5月 19日(月) 11:00~

中国人元「慰安婦」裁判第二次訴訟

2003年 5月 28日(水) 15:00~

韓国太平洋戦争犠牲者遺族会訴訟

2003年 7月 22日(火) 15:30~ 東京高裁 813号法廷

第7回口頭弁論

東京高裁 810号法廷

第2回口頭弁論

東京高裁 818号法廷

第2回口頭弁論

東京高裁 822号法廷

判決

* フィリピン、オランダの裁判は最高裁で審理中です。

第二次不二越訴訟始まる

未払い賃金と慰謝料支払え！

山下英二

満開の桜が春を告げる三月二八日、第二次不二越訴訟のため韓国から金丁（キム・ジョン）さん、羅H（ナ・ヒ）さん、成S（ソン・ソ）さん、成S（ソン・ソ）さんが福岡を訪れた。交流会で最初は日本語がうまく話せなかつたハルモニたちも、時が経つにつれ苦しかつた不二越会社での体験を辛く語つた。三人のハルモニは、二九日には広島で三〇日には福山で、閔釜裁判を支援する連絡会の支援者と交流を深めながら、富山に向かつた。

三一にはさらに韓国から原告の李B（イ・B）さん、李丁（イ・ヂ）さん、全O（チヨン・オ）さん、安H（アン・H）さん、崔F（チエ・フ）さんの五名も加わり地元北陸連絡会の支援者や、遠く福岡・広島・福山から駆けつけてきた支援者に囲まれて、

自己紹介や簡単な打ち合わせを行い、提訴に備えた。

いよいよ第二次不二越訴訟の四月一日を迎えた。朝七時三十分から不二越工場の三つの門に分かれ、出社してくる従業員に「戦時中、不二越に強制連行された被害者は、

今未払い賃金と謝罪を要求しています。同じ屋根の下で、油まみれになつて仕事をしていた仲間に協力してください」と、横断幕を掲げチラシ配布を行つた。八時三〇分からは原告のハルモニたちと社長との面会を求めたところ、以前は固く門を閉ざしていた不二越会社は、今回は鉄製の門を開けたままで一室に通したが、社長は出てくること無く守衛責任者がハルモニたちの申し入れを受けた。従来と違つた対応は、これまで門を乗り越えて面会を求めてきたハルモニたちの必死のたたかいに、恐れを抱きマスコミ取材にソフトイメージをあたえようとする戦術なのだろうか。

して恐怖に震えていたとう場所を捜したが、幼いときの記憶とあまりにも違つてしまつている風景に、ここだと確信を持つことはできなかつた。

午後三時からは、島田弁護士を始め一六人の弁護団と八人の原告ハルモニたちの紹介がされ、訴状の提出に向けて富山地裁に入つていつた。正面玄関にはたくさんのマスコミ関係者がさかんに写真を取る中、短時間で訴状の提出を済ました。アジア太平洋戦争中に、富山市の不二越会社に元女子勤労挺身隊として動員された二一人と男子徴用工一人計二二人が、国と不二越を相手に未払い賃金と約一億一千万円の損害賠償と、日韓両国の新聞への謝罪広告掲載などを求めて訴えを起こしたたたかはいよいよ開始された。

再度、弁護士会館に会場を移し記者会見が行われた。記者からは、二次訴訟では国を被告に加えた理由に質問が集中し、島田弁護士から「国の国策として朝鮮の人々を連行し、軍需工場としての不二越の経営を管理していた國の責任は大きい。本来は國が主導になつて被害者の全面的な救済に取

り組むべきだ」と強く主張された。裁判に対する原告の思いを聞きたいとの質問に、李Bさんが「最高裁和解ですべて解決したと思っているのは大きな誤りだ。国とともに不二越も責任を認め罪を償つて欲しい」と訴えた。

夕方六時三〇分からは、市内「サンフォルテ富山」で『四・一第二次不二越訴訟富山地裁提訴全国集会』が開かれた。北陸連絡会の共同代表でもある石川県の漆崎牧師の司会で進められ、最初に二月二〇日の株主総会のビデオが上映され、朴（ハク）・（ソ）さんの「働いた賃金を支払え」の発言を、強引に封殺する井村健輔社長の姿が映し出されていた。原告紹介と挨拶では成（ソ）さんは「法治国家といわれる日本が法律を守らず違反をしている。六〇年ぶりに不二越に来て、大きくなつた会社を見て驚いている。わたしたちを騙して連れてきて、無理やり働かせたことが今の不二越をもたらしている。これまでの自分を振り返ると悲しいことばかりだ。国と不二越は反省して補償金を出すべきだ」と訴えた。弁護団紹介と挨拶では、島田広、吉川健司、

菊賀一弁護士から「日本という国が世界に顔向けるができるようにする。今解決させるしかない。当たり前のことだが認められるようになりたい」と非常に熱っぽく、正義感に満ち溢れた力強い決意が述べられた。強制連行・企業責任追及裁判全国ネットの谷川

透さんからは、最近の最高裁の傾向やILIO総会に原告の派遣の提起と、六月に韓国で計画されているシンポの取り組みを報告された。関釜裁判を支援する会は、広島連絡会の土井桂子さんが関釜裁判の経過と最高裁に対する強い憤りを述べ、「道義が成り立つたたかいを」と語った。さらに、福井県の共同代表の李鎮哲さん、不二越から

英二さんなどから、貴重な体験や裁判への決意が述べられた。

ここは日本という国。何十年振りだろう。戦時中、生死をかけて父母兄弟に会いたいだろうか。

故郷が恋しい。
しみじみと流れる歌に、みんなで涙した。

四月二・三日に分かれて原告ハルモニたちは元気に帰国した。第二次不二越訴訟の幕

は切つて落とされ、支援の輪は着実に広がりつつある。ハルモニたちの思いを大切にし、さらにたたかいを進めていこう。

さんの奮闘は頭が下がる思いだ。そして、北陸連絡会の中心的メンバーの新谷宏さん、中川美由紀さんたちの、さまざまの皆さんのが重なり合って、困難を乗り越えて第二次不二越訴訟の端緒にたどり着くことができた。

最後に崔（チ）さんが故郷の「木浦の月夜」のメロディーに、自分が作った詩をつけた歌を紹介したい。

ここは日本という国。何も分からないとき、どのくらい苦労し

くてどれくらい泣いたか、泣いたか。

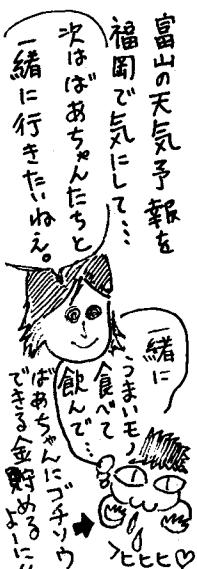
福岡で会にして、

（一緒に）食べておひひ

（一緒に）飲んでおひひ

（一緒に）遊んでおひひ

（一緒に）金を貯める



生きておられる間に謝罪と賠償を

関釜裁判を支える広島連絡会

土井桂子

「関釜裁判」他五つの戦後補償を求める訴訟が最高裁判所により上告棄却の決定をされた直後の提訴になり、あまりにも突然知らされただけに思いが定まらないまま、この新たな訴訟で原告たちの当然の要求を実現するための第一歩を踏み出す事になりました。富山では現地の支援者が「第二次不二越強制連行・強制労働訴訟を支援する北陸連絡会」という支援者組織、「北陸戦後補償弁護団」という弁護団の結成や聞き取り調査など大変な準備を進めて来られ、今回の提訴を迎えることができました。関釜裁判の原告だった朴S〇(パク・ソ〇)さん、柳T(ヨ・ト)さん、朴S〇(パク・ソ〇)さんも不二越強制連行・強制労働の被害者として原告となられており、最高裁の上告棄却が現実となつた今、なんとしてでもこの訴訟で正義を実現しなければなりません。

二〇〇一年十月末と昨年七月に取組まれた不二越富山本社との交渉が門前払いにな

り、今回の提訴になりました。広島から三人が参加するということで、今回は三一日朝、塚本さん手配のゆつたりしたワゴン車で広島駅を出発、福山で一人を乗せて山陽、名神、北陸自動車道を走り、夕刻富山に着きました。二〇年生活したという谷元さん

の案内で郷土料理を味わい、七時の全国連絡会の会場、原告たちの宿舎の「夢ハウス」に向かいました。二九日に広島にお迎えした光州の金丁(キム・丁)さん、

羅H(ナ・H)さん、成S(ソン・S)さんのお元気な様子に再会を喜び、江原道遺族会の五人の原告の中にも懐かしいお顔を見、初めてお会いしたのは全〇(チヨン・〇)さんと崔F(チエ・F)さんだけでした。宿舎は三人、三人、二人という部屋割りで、原告同志の関係をつくるのもよかつたのではないかと思いまして。支援者は桐島さんのお宅に泊めていた

だく手配ができてきました。全日程の車と宿は北陸連絡会の方が用意して下さり、私たちは行動に参加するだけでした。

四月一日提訴の朝、私たち支援者は不二越富山本社の正門と南門で、出社してこられた従業員の方々にこの訴訟に対する理解

と協力を求めるビラ配りをしました。多くの社員がビラを受け取つてくれました。正門は交渉を求めた一昨年十月、昨年七月と違つて鉄扉が開いており、原告と通訳の李昇勲(イ・スンファン)さんを中心にして受付に行って社長との面会を求めました。

在社中の最高責任者との面会を求めて、入れまいとする警備担当の総務課職員としばらくやり取りが続きましたが、寒さの中結局原告、通訳、支援者代表合計一二人が会議室に通される事になりました。原告ハルモニたちの訴え、漆崎さん、李さん、中川さんの粘り強い交渉の成果でした。当日、韓国と中国から来訪者がある、ということとで応接に配慮があつたのかもしれません(庭に二カ国の国旗が掲揚されていました)。会社側と話ができる事で原告の方々は随分気持ちが楽になつたように見えました。

その後、戦争中の体験の記憶を確認できないか、と原告の方々に会社周辺を少し歩いていただきたのですが、病院や女子寮、男子寮などは場所が替わつておらず、あまり記憶に結びつくようなものはなかつたようです。会社内の神社を訪ねたい、というこ



▲左より塚本勝彦さん、金羅子さん、成田島平和公園・韓国人床屋業者慰靈碑前
土井桂子さん

崔「F」さんは自分の思いを歌にして韓国
の昔の歌のメロディにのせて歌われました。
後で聞いたところでは、ソウルから小松に
来られる飛行機の中で作られたということ
でした（今後第二次不二越訴訟のテーマソ
ングになることでしょう）。

今回イラク爆撃のテレビニュースで昔の
体験を思い出し体調不良になつて来日出来
なかつた朴SJさんもそうですが、「皇國
少女」として「天皇陛下のために」両親の
願いに背いてまで勤労挺身隊に志願し、戦
て、報告集会で歌つていただこう、という
ことになりました。

八人の原告の方々は、記者会見でも、ま
た夜の提訴報告集会でもそれぞれの思いを
明確に述べられました。李昇勲さんの通訳
は「支援者の一人として」ハルモニたちの
思いを深く理解したもので、滞日一年にも
かかわらず、その勉強ぶりが伺え敬服しま
した。

報告集会では挺身隊の歌、当時の不二越
社歌、そして「ラバウルの歌」の替え歌が
披露され、少女期の記憶がいかに鮮明か、
そして成長期の皇国史観教育の影響とその
体験の残酷さをあらためて思われました。

の川渕さん、高野さんのご協力や第一次訴
訟を支援された女性たちも報告集会に参加
され、翌日独自の交流会を開かれるなど、
現地の支援体制も徐々に拡がつてている様子
が伺えます。

「未払い賃金と謝罪を」という当然の要
求に、国際機関からの度重なる勧告にもか
かわらずいろいろな正当化をしてきちんと
向き合わない日本の企業と政府、そしてそ
れを容認する司法。日本の植民地支配と侵
略戦争の被害者補償のための立法運動も緊
急課題です。

私たちを信頼し、親しくしてくださるハ
ルモニたちのお元気なうちに、恨をはらし
て、自らも自分の国に誇りを持てるような
判決を求めるために何をしなければならない
のか、アメリカによるイラク攻撃という
無法状態が引き起こされている今、武力で
はなく、法と理性に基づいた秩序のある社
会を築くことの具体的な取り組みとして、
納得のいく判決が出されるよう心を込めて
取り組まなければならぬ、という思いを
強くしています。国家と国家よりも国境を
物ともしない人と人のつながりの強さが明
らかになつてることに希望を見ています。

昨年七月の被害者来日、今年二月の被害
者株主総会出席、そして今回の提訴行動の
食事や宿泊を提供して来られた「夢ハウス」

福山で原告を迎えて

関釜裁判を支える福山連絡会

武藤貢

三月三〇日、金丁（キム・ジョン）

さん、羅H（ナ・ヒ）さん、成S

（ソン・シ）さんたちが、少し不安げな

顔をして福山駅の改札口を通り抜けてきた。

簡単な挨拶の後、彼女たちは「福岡では、

桜の花がきれいでした」と言うので、「よし、

ならば福山は、すももの花をみてもらおう」

と朝鮮通信使ゆかりの地、鞆の浦を案内し

た。

今がちようど見頃で、山の斜面をピンク

色に染めていたすももの花を見ていたハル

モニたちは、一様に感嘆の声をあげていた

が、同時に緊張した気持ちが解けていくこ

とも伝わってきた。花の持つ不思議な力を

あらためて感じ取ることができた瞬間であ

つた。

資料館を見たいということで案内した
が、鞆の産業（鍛冶）である鉄の二次製品
(錨やシャックルなど)を見たハルモニた
ちは、展示されている製品を持ちながら一

気に不二越でのことを語り始めた。

展示品は、彼女たちが製作していたもの
とは異なるものだが、鉄の加工品というこ
とで、当時のことが思い出され、作業内容
や辛かつたことを伝えたかったのだろう。

それにしても、「内径」「外径」と言う言葉
が出てきたのはびっくりした。ベアリン
グを作っていたことだから、きっと日本
本人の管理者から寸法について厳しく言わ
れていたのだろうことは、想像に難くない。

十二、三歳の少女に旋盤仕事は、あまりに
も過酷だ。

さて、福山での「関釜裁判原告らが不二
越を提訴—原告の証言を聞く会」では、三
人のハルモニたちが、不二越でのことをし
っかり証言し、わたしたちも第二次不二越
訴訟を支援することをあらためて確認した。

そして、いよいよ富山へ提訴だ。ハルモニ
たちは電車で、わたしたちは車でそれぞれ

富山にむかつた。

富山での具体的な行動については他に譲
ることとして、印象的なことが二つあった。一
つは、ハルモニたちが一つ一つの行動を通
して力強くなってきたことだ。

証言することでハルモニたちは、自己の

存在を確認し、わたしたちは、それを聞き
入れることで闘いの大切な部分を形成する
ことができる。こうした関係の中から信頼
感が生まれるのではないだろうか。
もう一つは、崔F（チエ・エ）さんが

富山での「全国集会」で歌った歌のことだ。
日本にむかう飛行機のなかで考えたそうで、
韓国で歌われている「木浦の月夜」の曲に
本人の管理者から寸法について厳しく言わ
れていたのだろうことは、想像に難くない。
作詞したもの。

ここは、日本という國、何十年ぶりだろう
何もわからない幼いころ、どのくらい苦労
したか

戦時中、生死かけて、父母兄弟に会いたくて
どのくらい泣いたか、どのくらい泣いたか
故郷が恋しい

集会のときは、韓国語で歌い上げた。來
日した八人のハルモニの気持ちを歌にした
もので、不二越に対する腹の底からの恨と
長くなるかもしれない裁判闘争にむけた強
い思いを感じ取ることができた。
最後に、通訳兼付添いの李昇勲（イ・スン
フン）さんのハルモニへのやさしい気遣い
には、学ぶものがたくさんあつた。李さん、
「苦勞さま、そしてありがとう」。

広島でのハルモニたち

関釜裁判を支える広島連絡会

塚本勝彦

三月二九日、一一時六分広島着の新幹線で不二越第二訴訟原告の羅・H(ナ・H)さん、成S(サン・S)さん、金丁(キム・丁)さんと通訳の李昇勲(イ・ソンファン)さんを土井桂子さんと迎えた。「ようこそ広島へ」。抱き合ひ肩をたたいて迎え再会をよろこんだ。羅、成さんとは昨年七月、渡韓での聞き取りでお会いした。通訳の李さんは旧知の知りあいでいま広島で働いておられ集会などでお会いしているだけに親近感をおぼえる。

食事の後、平和公園内の慰霊碑案内と船による岸辺から公園を遊覧した。ハルモニたちに説明する李さんの知識は豊富であります。私たちの説明は必要なかつた。平和公園の桜は八分咲きであつたが写真を撮るときハルモニたちはポーズをとる。短時間であつたが平和公園でのひと時は心の癒しになつたであろう。

三月二九日、一一時六分広島着の新幹線で不二越第二訴訟原告の羅・H(ナ・H)さん、成S(サン・S)さん、金丁(キム・丁)さんと通訳の李昇勲(イ・ソンファン)さんを土井桂子さんと迎えた。「ようこそ広島へ」。抱き合ひ肩をたたいて迎え再会をよろこんだ。羅、成さんとは昨年七月、渡韓での聞き取りでお会いした。通訳の李さんは旧知の知りあいでいま広島で働いておられ集会などでお会いしているだけに親近感をおぼえる。

食事をとりながらの交流会は雰囲気を和らげる。約二〇人分の猪鍋、ナムル、キムチなど広島連絡会員の手造り料理がでた。ハルモニたちも「美味しい」という。この一声が準備担当も元気が出るし料理の自信にもなる。

食事をとりながらの交流会は雰囲気を和らげる。約二〇人分の猪鍋、ナムル、キムチなど広島連絡会員の手造り料理がでた。ハルモニたちも「美味しい」という。この一声が準備担当も元気が出るし料理の自信にもなる。

ところどころで、昨年七月の聞き取りで出会つたときよりも元気で日本語も上手に話す。顔色もよく色艶もいい。この元気差はどこから来るのだろう。

不二越第二訴訟裁判も長い闘いとなるであろう。富山地裁での傍聴は距離的に厳しくいつも行けないであろうが関釜裁判時と同じく原告ハルモニとの交流は継続したいのだ。

不二越の株主総会に
第2次不二越訴訟の原告が出席

去る二月二一日、富山全日空ホテルで
(株)不二越の株主総会が開かれました。仁川からきた李丁さんは一応全部発言できたのですが、朴スヨさんは三分の一しか発言できず、この日のために体調を整え、思いを高めて準備してきた彼女は悔し涙を流されました。(その後の集会で悔しい思いを語つて皆に共有してもらう事ができて心が晴れたと言わわれていました)。

原告たちの発言は会社側にとつてよほど脅威だったのだと思います。二〇〇一年、二〇〇二年の株主総会では「解決済み」と、会社側は居直っていたのが、今回は被害者本人が来ているので終わったとは言えず、「関係ない」で通しました。不二越はせつかくの和解のチャンスを自ら踏みにじり、アジアで信頼される企業になる道を自ら閉ざしました。恥ずかしく残念です。

高橋哲哉さん講演と対話集会への呼びかけ

東アジアの平和とわたしたちの責任

—有事法制、日朝交渉

五月十七日（土）

一四時～十七時

西南会館大ホール（西南大学構内）

前売り七〇〇円（当日八〇〇円）

学生無料

高橋哲哉さん対話集会実行委員会

「挺身隊の記憶と有事法制」

平尾弘子

ハルモニたちと福岡の支援メンバー数名

は、大濠公園や福岡城址跡を散策してまわった。風に揺れる満開の桜の花びらも心なしか、薄い哀しみの色を宿しているように私の眼には映る。

第二次不二越訴訟の原告のハルモニたちが、富山地裁提訴のため、来日した前後に

関釜裁判を始め、最高裁まで上告されていた朝鮮半島出身者を原告とする戦後補償裁判が、次々と上告棄却という決定が下されていった。司法府が、これら「戦争と暴力の世紀」の犠牲者の必死の呼びかけを斥けると同時に、日本政府はまた新たな拭いがたい断絶と相克を巻き起こす超大国の戦争の論理を容認してしまった。

暖かい陽気に誘われて、公園には多くの人が繰り出していた。私は、その日、四歳になる双子の朋也と奈保子と一緒に連れてきていた。ハルモニの一行と私の子どもたちは、池の傍らにあるベンチに腰を降ろした。濠公園の広大な池の水面は、柔らかな光を反射して流れ、時折、大きな鯉が姿を現していた。六十年近い空白があつたにも関わらず、ハルモニの日本語の語学力は、めざましい回復を見せた。

「福岡は、いいですよ。…富山は、雪がものすごく寒かったですよ」。成Sさん

『』のなかに次のような一節がある。
「そして人生を生きぬくなら 戦争と戦争のあいまにしたいと思った」

しかし、この国においては、イラク侵略、朝鮮半島情勢の緊迫化に人々の耳目が集まるなか、有事関連法案を一気に成立させようという気の滅入るような画策がなされている。

集会を実現するには、今、取り組んでいることを一時中断せざるを得ないし、様々な迷いもあつたが、有事法制が明らかに北朝鮮有事を想定して成立がはかられている以上、どうしても看過することができない。

今回、有事法制、戦後補償、日朝交渉－この相互の関係性を検証し、深い思索を続けてこられた高橋哲哉さんを福岡にお呼びすることとなつた。基調講演の後、高橋さんを始め、学生や市民グループの若い有志数名をパネリストとして迎え、対話集会を企画している。

朝鮮半島情勢－ひいては朝鮮人との関係性を切迫したものとして捉え、戦争体制に屹立できる個人の思索を深める契機を求めボルスカの詩、『様々な出来事の一つの解

会計報告(単位:円)

2002. 4. 10~2003. 4. 9

収入の部		支出の部	
前期繰越	1,145,288	不二越関係者 旅費・滞在費	372,415
会費カンパ 114件	930,436	原告医療費	344,800
雑収入 講演料 パンフレット代	23,800	広報 ニュース印刷費 郵送費	238,550
		事務費 国際電話代含む	97,259
		他団体へのカンパ等	25,000
		Fax・Fネット使用料	68,833
		不二越闘争負担金 2月2日弁護団負担金 3月21日株主総会出席負担金 全体提訴行動負担金	554,171
合 計	2,099,524	合 計	1,701,028
		次期繰越	398,496

担当:薬師寺 由起子



朝日(4/2)

キーワード

不二越1次訴訟 不二
越の元社員の韓国人男女
3人が92年9月、同社を
相手取り、未払い賃金と
慰謝料約2千万円の支払
いと謝罪を求め、富山地
裁へ提訴した。
同地裁は96年7月の判
決で、原告らが訴えた事

不二越1次訴訟 不二
越の元社員の韓国人男女
3人が92年9月、同社を
相手取り、未払い賃金と
慰謝料約2千万円の支払
いと謝罪を求め、富山地
裁へ提訴した。
同地裁は96年7月の判
決で、原告らが訴えた事

実をほぼ認めたが、賃金
については、賃金債権の
消滅時効の起算点を91年
8月にして時効とした。
また、損害賠償と謝罪
請求は、除斥期
間(不法行為から20年が
経過すれば損害賠償請求
権が消滅)が経過したと
して、請求を棄却した。
名古屋高裁金沢支部は
98年12月、賃金債権の消
滅時効の起算点を91年8月
として、請求を棄却した。

お礼とお願ひ

十年の長きに渡るご支援に心から感謝いたします。

会計報告にありますように関釜裁判を支援する会は第二次不二越闘争の財政を北陸連絡会とともに担っています。前年度の繰越がありましたからなんとかなりましたが、2002年度の会費・カンパでは原告への医療支援等も含めた最低必要運動費用はまかなう事ができませんでした。原告を支えつつ、新しい裁判を闘い、立法運動をして行くために事務局はより一層の努力を重ねて行きたいと思っています。

なにとぞ会員として継続して支援する会を支えていただきますよう切にお願いいたします。

(事務局)

00年7月、不二越は原
告3人に、米国カリリフォ
ルニア州の裁判所に提訴
予定だった4人や1団体
とその代表を加え、和解
金3千数百万円を支払う
ことなどで最高裁で和解
が成立した。不二越の謝
罪はなかった。

不二越 第2次訴訟

第1回口頭弁論は7月の予定です

活動日誌 (40)

(2002年)

- 11月17日 関釜裁判ニュース40号発送作業、
第115回定期会
11月23日 徐京植さん講演会
柳丁さんキムチ講習会(広島)
30日 緊急シンポジウム(「愛国心」成績評価してよかと?)
12月29日 第116回定期会、忘年会

(2003年)

- 1月21日 第117回定期会
17日 北陸戦後補償弁護団設立総会
2月2日 不二越闘争全国会議(於 大阪)
16日 第118回定期会
2月19日 朴SOさん福岡空港着 夜 交流会
20日 朴SOさん花房夫妻と共に富山に
弁護士による聞き取り調査(杉山先生
が参加)
21日 株主総会(於 富山全日空ホテル
原告朴SOさん、李丁さん出席)
夜、報告集会
22日 女性問題に取り組む堀江さんたちの
グループと話し合い
原告団 富山空港より帰国
3月9日 「戦争と女性への暴力」ネットワー
クふくおか主催の~日本軍性奴隸制
問題の解決とは~戦後補償裁判と立
法運動~で花房(恵)講演
3月16日 第119回関釜裁判を支援する会定期
会
25日 関釜裁判最高裁棄却決定
28日 金丁、成S、羅Hさん福岡着
夜、交流会
29日 広島で交流会
30日 福山で集会、交流会
31日 JRにて原告たちは富山へ 夜、全
国連絡会
4月 1日 早朝不二越3門でビラまき 不二越
訪問、申し入れ
富山地裁に訴状を提出 記者会見
第二次不二越訴訟提訴全国集会
4月 2日 原告たち小松より帰国
13日 臨時定期会
14日 高橋哲哉さん講演会実行委員会
16日 最高裁に棄却された6つの戦後補償
裁判の抗議の合同記者会見
17日 VAWW ふくおかの会議に参加(立法
運動について)
20日 関釜裁判ニュース41号編集作業

中国人強制連行事件福岡裁判

第1次訴訟控訴審第5回口頭弁論

6月20日(金)13時半から

福岡高裁501号法廷

第6回 8月8日 10時より証人尋問

第2次訴訟第1回口頭弁論

5月14日(水)10時から

福岡地裁301号法廷

明太(メニタイ)がつぶやく
裁判が始まりから10年余。
結末はまだないほどで、失望と落胆
が蘇って来た。この10年間のことを見
出せ。下闇判決の喜び、原告の
みよさんのこと等々。あ、いつまでも
うでやはり10年の歳月は重たい。
原告の方々と築いた信頼関係は今後
も大事にしていきたいです(福島長)

関釜裁判ニュース 41号

2003年4月27日発行
編集作業人 井上由美 尾関直子
花房恵美子

発行

戦後責任を問う 関釜裁判を支援する会
代表 松岡澄子 入江靖弘

E-mail hanafusa@df6.so-net.ne.jp

<http://www.h3.dion.ne.jp/~kanpu>
会費 3,000円
郵便振替 01740-0-47678
口座名 関釜裁判を支援する会

★WEB版関釜裁判を支援する会★

随時更新していますので、ホームページの方も
ご覧ください。ホームページの内容、体裁等につ
きましてご感想、ご意見がありましたら、メールに
てお寄せください。

<http://www.h3.dion.ne.jp/~kanpu>